

3 子どもの育成、それは大人の責任です

—子どもの人権問題—

～「子どもの権利が守られる社会を。一人ひとりが意識を変えて」～

少子高齢化や高度情報化などの社会環境の変化は、子どもにさまざまな影響を与えています。なかでも子どもの日常生活における体験や人とのかかわりなどの不足が、社会性や思いやりの心を育てにくくしています。また、メディアの発達による情報の氾濫や性の商品化などの社会風潮は、子どもの健全な発達を阻害しています。

子どもに対する虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト[養育の怠慢・拒否]、心理的虐待)や体罰、いじめは、子どもの健全な発達を阻害するばかりでなく、人権を損なう重大な問題です。

近年、児童虐待に関する相談は全国的に増加しています。また、「しつけ」と称して、暴力・虐待を行い、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。これらの社会背景から、児童虐待に関する法改正が行われています。2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法においては、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。法律の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組む必要があります。子どもの自尊心を大切にし、一人ひとりを、個性を持ったかけがえのない存在として受け止め、子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくることが私たち大人の責任です。

【参考】児童福祉法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神のなごり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

【参考】児童虐待の防止等に関する法律

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

「虐待」を発見したら…

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、市（子育て相談課）あるいは児童相談所へ通告してください。あなたの通告が子どもと親を救うきっかけになります。通告は、匿名ですることもできます。通告者や通告内容に関する秘密は守られます。また、虐待かどうかの判断は必要なく、虐待でなかったとしても通告者が責められることはありません。

《発見に気づくポイント》

- 体に不自然な傷やあざがある。
- 異常などなり声や叫び声、物音、激しい泣き声聞こえてくる。
- 服や体がいつも汚れている。
- 表情が乏しい。家に帰りたいがらない。
- 夜遅くに、幼児が一人で外にいる。 など



《相談先・通告先》

- 平日・日中の連絡先
 - ・川口市・子育て相談課（家庭児童相談室） 電話：048-259-9005
 - 月～金、午前8時30分～午後5時15分（休日・年末年始休み）
 - ※相談員による相談受付は午前9時30分～午後4時30分まで
- 夜間・休日の連絡先
 - ・児童相談所虐待対応ダイヤル 電話：189『いちはやく』（無料）
24時間365日対応
 - ・休日夜間児童虐待通報ダイヤル 電話：048-779-1154
夜間：午後6時15分～翌日午前8時30分、土日祝日24時間対応

他にも子どもの人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
〈子どもスマイルネット〉 埼玉県子どもの権利擁護委員会	TEL 048-822-7007	いじめや体罰・子育てなど、子どもに関するあらゆる相談	毎日 10時30分～18時 祝日・年末年始を除く
	FAX 048-822-4559		
埼玉県南児童相談所	TEL 048-262-4152	虐待、発達の遅れ、不登校、非行など子どもについての相談	月～金 8時30分～ 18時15分 祝日・年末年始を除く
	FAX 048-262-4158		